

新しい政令および税務に関する 最新情報

2018年12月 – No.1





## 内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、税務に関する新しいガイダンスについての最新情報をご 案内させて頂きます。

1.



2.

技術移転契約の届出



3.



輸出入関税の一部政策を廃止するCircular 95/2018/TT-BTC

4



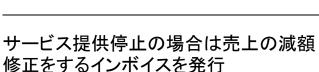
機械保管のために輸出加工企業(EPE)

が外部倉庫を賃借する場合の手続き

5



規定を超える離職手当額は個人所得税 の課税対象 **J**.



6.



親会社へ支払う管理費は損金不参入

**7**.

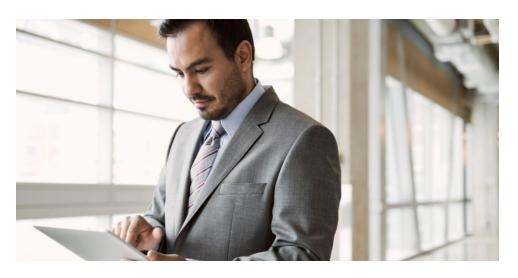


個人が保有する株式の購入で現金決済 が可能か?

# 1. 輸出入関税の一部政策を廃止するCircular 95/2018/TT-BTC

輸出入関税の分野におけるいくつかの財政省ガイダンスの廃止に関する2018年10月17日付けCircular 95/2018/TT-BTC ("Circular 95") が財政省から発行されました。このCircular 95 は2018年12月1日から施行されます。

このCircular 95によれば、財政省から発行されている 下記ガイダンスの全文が廃止されます。



- ▶ 全てが輸入材料から製造されている木材およびコークスに対する輸出関税に関するガイダンスとなる 2010年3月12日付け財政省Circular 35/2010/TT-BTC、
- ➤ 各電気プロジェクトの輸入物品に対する輸入関税 および付加価値税に関するガイダンスとなる2011年 8月16日付け財政省Circular 118/2011/TT-BTC、お よび、
- → 研究・製造を優先すべき医療設備の製造・組立の ための輸入部品に対する輸入関税免税に関する 2014年9月19日付け首相決定Decision 54/2014/QD-TTgの施行ガイダンスとなる2015年1 月29日付け財政省Circular 10/2015/TT-BTC

### 2. 技術移転契約の届出

技術移転契約の届出に関するガイダンスとして2018年10月30日付けOfficial Letter 3457/BKHCN-DTGおよび 2018年9月28日付けOfficial Letter 3050/BKHCN-DTGが科学技術省から発行されました。

#### ▶ 技術移転契約を新たに届出すべき場合

2017年技術移転法の施行日(2018年7月1日)前に締結している技術移転契約がある場合、それらの技術移転契約は、引き続き2006年技術移転法に従い契約期限まで実施されます。

各々の契約当事者が2018年7月1日(2017年技術移転 法の施行日)前に締結している技術移転契約を管轄当 局へ届出したいと望む場合、届出の手順、手続きは、 2017年技術移転法および2018年5月15日付けDecree 76/2018/ND-CPの規定に従い実施します。一方で、こ れら契約の変更、契約への追加を行うだけの場合には 、各々の契約当事者は、技術移転契約を管轄当局へ 届出するまたは届出しない権利を持ちます。

#### ▶ 価格監査に関する定義

Decree 76/2018/ND-CP第4条第2項の規定「税務 当局の要請があった際には価格の監査は法律の規 定に従い技術価格の査定の形態を通して実施する」 に関して、この条項は、税務管理当局が自らの管轄 義務を履行する過程においてもし移転価格や脱税 の兆候を発見した場合、価格監査の実施を要請す る権利を持つと理解されます。この価格監査の手順 ・手続きの整備は税務当局が実施することとします。



#### ▶ 技術移転法における「技術」という用語

この用語に関する定義については、製品の製造過程に対して直接使用しないショールームの設計図、製品に関するデータの管理・保存のためのコンピュータソフトウェアの場合、技術移転法の定義による技術とは見なされません。

#### ▶ 技術移転の届出申請書様式に関するガイダンス

- 技術の名称:移転側が受入側へ移転する具体的な技術の名称で、移転側が受入側へ移転する技術の概略が最も分かるような名称としなければなりません。
- 技術移転の分野:整合性を保つためにベトナム標準 産業分類に基づいて記入します。



- 技術移転の価額について:両当事者が技術移転 契約の交渉をして契約を締結する際には、必ず移 転内容に対して具体的な一定の価格、支払い方法 を定める必要があります。その時々により異なる価 格になる場合も、技術移転届出の際には、移転対 象毎の価格に関する情報を提供するために具体的 な対象、移転内容およびタイミングに基づく必要が あります。
- 技術製品の品質基準:製造されて市場へ販売されるいかなる製品に対しても基準を明確にしておきます。この基準は技術移転において受入側に対する移転側の責任に密接に関連していますので、申請様式で抽象的な記載をしてはいけません。
- 技術製品の製造量:技術移転契約における両当 事者の合意に基づいて移転される技術の適用により製造を見込んでいる製品の数量(製造年毎また は技術移転契約の期限までの年数での数量)。

## 3. サービス提供停止の場合は売上の減額修正をするインボイスを発行

サービス提供のインボイス処理に関するガイダンスとして 2018年11月6日Official Letter 74022/CT-TTHTがハノイ市 税務局から発行されました。



このガイダンスによれば、顧客に対して定期的な機械の保守サービスを提供する契約に基づいてVATインボイスを発行し、両者とも税務申告を済ませているけれども、顧客側の状況変化により保守サービスを受ける必要がなくなった場合、当社側と顧客側で、契約完了の確認書、または、サービス停止に関する内容・原因を明記した合意文書を作成します。

同時に、このサービス契約に対して作成した VATインボイスについては、規定に基づいて売 上の減額修正をするインボイスを発行する必要 があります。

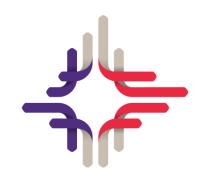
## 4. 機械保管のために輸出加工企業(EPE)が外部倉庫 を賃借する場合の手続き

輸出加工企業(EPE)が専用倉庫の 完成を待つ間に輸入機械設備を保 管するために自社の外部で倉庫を借 りる場合のガイダンスとして2018年 11月8日付けOfficial Letter 6537/TCHQ-GSQLが税関総局から 発行されました。

これによれば、この場合、EPEが外 部で借りる倉庫は、2015年3月25日 付け財政省Circular 38/2015/TT-BTCの第80条が規定する条件を満 たす必要があります。

同時に、外部の倉庫へ機械設備を持 ち込む際には以下の手続きを実施す る必要があります。 ✓ 文書による通知: 倉庫の場所、 倉庫の賃借開始日および完了日 、税関当局による機械設備受渡 しの監視をするための賃借倉庫 から機械設備の受渡しを受ける 計画に関して、管轄税関当局へ 通知します。

✓ 機械設備を賃借倉庫へ持ち込 む際: 当社の工場(または機械設備が輸入港から賃借倉庫へ持ち 込まれる場合には賃借倉庫)に おいて機械設備受渡しの確認書 を作成して、封印可能な物品は 封印し、封印ができない物品は写 真を撮ります。 留意事項:受渡し確認書には、 当該EPE、賃借倉庫の家主お よび当該EPEを管轄する税関 当局の3者による確認、そして 、機械設備の名称・数量・モデ ル・コード、機械設備の受渡し 日、輸入申告番号・申告日、封 印可能な場合は封印番号また は封印ができない場合は機械 設備の写真が必要です。





✓ 賃借倉庫から機械設備の受渡しを受ける際:当該 EPEの工場において機械設備受渡し確認書を作成、検 **杳し、**賃借倉庫へ持ち込む際の受渡し確認書での封印 内容または写真と受渡しを受けた現物とを照合します。 留意事項:受渡しを受ける際の確認書においても、会社 側、賃借倉庫の家主および管轄税関当局の代表者の3 者による確認、そして、倉庫へ持ち込んだ機械設備と受 渡しを受けた機械設備との照合確認が必要になります。 その他、倉庫への保管期間中は、当該EPEが機械設備 を賃借倉庫で元の状態のまま保管する責任を負います。 また、賃借倉庫で保管する機械設備を税関への申告なし に国内販売へと用途変更した場合も法律上の責任を負 います。当該EPEを管轄する税関支局は、疑わしい兆候 があった場合には倉庫に保管されている物品の状態を随

## 5. 規定を超える離職手当額は個人所得税の課税対象



規定以上に支払う離職手当、失職手当に対する個人所得税に関するガイダンスとして2018年10月19日付けOfficial Letter 70182/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、労働契約を解消する際に労働法および社会保険法の規定に基づいて労働者へ支払われる手当額以外に手当額(離職手当、失職手当)を増額した場合、

- ・労働契約の解消前に労働者への支払いをした場合、会社は、期中に発生した給与所得と併せて累進税率に基づいて税額を控除します。
- ・労働契約の解消後に労働者へのこれら支払いを した場合、支払額が2百万VND以上であれば労働者 への支払い前に10%の個人所得税額を控除します。

## 6. 親会社へ支払う管理費は損金不参入

親会社が徴収する管理費の計上に関するガイダンスとして2018年10月30日付けOfficial Letter 72368/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、親会社側の管理費に充当するために子会社から管理費を徴収する場合、この金額はその他所得として計上して、規定に基づく法人所得税の申告・納税を行います。

親会社から管理費の徴収を受けた子会社側は、Circular 96/2015/TT-BTC第4条の規定に基づいて、当該管理費を法人所得税の計算に伴う損金として参入できません。

## 7. 個人が保有する株式の購入で現金決済が可能か?

株式購入に伴う決済形態に関する建議に対する回答として2018年11月7日付けOfficial Letter 13666/BTC-TCDNが財政省から発行されました。

これによれば、別の会社の株式を購入する場合、その株式を保有している個人へ株式購入代金の支払いをするに際しては、この売買取引の決済に現金を使用してはいけません。

### **Contact**

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 <u>Tax Hub</u>

#### **Head Office in Hanoi**

18th Floor, Hoa Binh International Office Building 106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam

Tax Partner

**D** +84 24 3850 1620

E du.nguyen@vn.gt.com

**T** + 84 24 3850 1686

**F** + 84 24 3850 1688

#### **Hoang Kho**

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

#### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk D +84 24 3850 1680 E kaoru.okata@vn.gt.com

#### 満重弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk **D** +84 24 3850 1689 **E** hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

## Grant Thornton An instinct for growth

#### Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam

**T** + 84 28 3910 9100 **F** + 84 28 3910 9101

#### Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

#### Valerie - Teo Liang Tuar

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

#### 唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

#### Tran Nguyen Mong Var

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

#### Nguyen Thu Phuong

Tax Director **D** +84 28 3910 9237 **E** thuphuong.nguyen@vn.gt.com

© 2018 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.